

2023年3月27日

ステーブルコイン法制に関する政令・内閣府令案等について (後編)

弁護士 河合 健 / 弁護士 波多野 恵亮 / 弁護士 宗川 帆南

Contents

- I. はじめに
- II. 「電子決済手段等取引業」の定義
- III. 電子決済手段の仲介業者である「電子決済手段等取引業者」に課される規制

I. はじめに

電子決済手段等(いわゆるステーブルコイン)の流通に関する規律の明確化及び導入等を目的として、資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という。)、銀行法等の改正を内容とする「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」が2022年6月10日に公布された(以下「本改正法」という。)。本改正法の施行日は公布から一年以内とされており、2023年の前半に施行される。

本改正法の施行に向けて、金融庁より、2022年12月26日及び2023年2月3日に関係政令・内閣府令及びガイドライン等の案が公表され、意見募集手続(パブリックコメント)に係る意見募集が行われた。

当該法令等の案は、①いわゆるステーブルコインを定義した概念である「電子決済手段」の範囲の確定、②ステーブルコインの発行者となる銀行や資金移動業者、信託会社に対する規制の整備、③ステーブルコインの仲介(取引所)業務を意味する「電子決済手段等取引業」の範囲の確定、及び④電子決済手段等取引業者の登録手続きや課される行為規制の新設などをその主要な内容としている。本稿においては、上記③及び④(電子決済手段等取引業者に課される規制等)に焦点を当てて解説を行い、上記①及び②(電子決済手段の範囲とその発行者に課される規制)については、前回のニュースレター¹を参照されたい。

¹ <https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins2.pdf/230208.pdf>

II. 「電子決済手段等取引業」の定義

本改正法においては、資金決済法に「電子決済手段等取引業」の定義が、銀行法²に「電子決済等取扱業」の定義がそれぞれ以下のとおり設けられた。

＜改正後資金決済法 2 条 10 項＞

この法律において「電子決済手段等取引業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「電子決済手段の交換等」とは、第 1 号又は第 2 号に掲げる行為をいい、「電子決済手段の管理」とは、第 3 号に掲げる行為をいう。

- 一 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換
- 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- 三 他人のために電子決済手段の管理をすること(その内容等を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。)
- 四 資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わって利用者(当該資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限る。)との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させること。
 - イ 当該契約に基づき資金を移動させ、当該資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させること。
 - ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させること。

＜改正後銀行法 2 条 17 項＞

この法律において「電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいい、「電子決済等関連預金媒介業務」とは、第 2 号に掲げる行為をいう。

- 一 銀行の委託を受けて、当該銀行に代わって当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権(以下この号において「預金債権」という。)の額を増加させ、又は減少させること。
 - イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。
 - ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。
- 二 その行う前号に掲げる行為に関して、同号の銀行(以下「委託銀行」という。)のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

まず、「電子決済手段等取引業」の定義を規定する改正後資金決済法 2 条 10 項のうち、1 号から 3 号の行為は、電子決済手段の売買・交換(1 号)、売買・交換の媒介、取次又は代理(2 号)、管理(3 号)であって、これらの行為は、総称して「電子決済手段関連業務」と定義されている(改正後資金決済法 2 条 11 項)。電子決済手段の管理(3 号)からは、「その内容等を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるもの」が除外されているところ、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令案(以下「電決

2 信用金庫及び信用組合に関する法制を定める「協同組合による金融事業に関する法律」においても、電子決済等取扱業と並行して制度が設けられている。

府令案」という。)4 条により、「信託会社等が信託業法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定に基づき信託業法第 2 条第 1 項に規定する信託業として行う」管理が除外されている。

電子決済手段関連業務の定義には、一見、電子決済手段と暗号資産の交換又はその媒介、取次若しくは代理は含まれていないように読めるが、事務ガイドライン(案)(第三分冊:金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係)(以下「電決業者ガイドライン案」という。)-1-2-2②には、電子決済手段等取引業者が利用者に対して電子決済手段を引き渡し、その引き換えに利用者から暗号資産を受領する場合は、改正後資金決済法第 2 条第 10 項第 1 号に規定する「電子決済手段の売買」に該当し、電子決済手段等取引業者が利用者に対して暗号資産を引き渡し、その引き換えに利用者から電子決済手段を受領する場合は、改正後資金決済法第 2 条第 15 項第 1 号に規定する「暗号資産の売買」に該当するとの解釈が示されている。したがって、当該解釈に基づく限り、電子決済手段と暗号資産の双方向の交換を業務として取り扱うためには、電子決済手段等取引業者と暗号資産交換業者の双方の登録を取得することが必要となる。

次に、「電子決済手段等取引業」のもう一つの類型である改正後資金決済法 2 条 10 項 4 号の行為は、電子決済手段等取引業者が、資金移動業者から委託を受けていることを前提に、利用者との間で、利用者アカウント間で資金の移動を行うことを合意し、その結果として生ずる資金移動業者との関係での未達債務にかかる債権の増加(受取人との関係、4 号ロ)又は減少(送金人との関係、4 号イ)の効果を生じさせるものである。

さらに、「電子決済等取扱業」の定義を規定する改正後銀行法 2 条 17 項の基本的な建て付けは、上記の改正後資金決済法 2 条 10 項 4 号と平行になっている。すなわち、電子決済等取扱業とは、電子決済等取扱業者が、銀行から委託を受けていることを前提に、利用者との間で、他の利用者に資金の移動を行うことを合意し、その結果として生ずる銀行との関係での預金債権の増加(受取人との関係、2 条 17 項 1 号ロ)又は減少(送金人との関係、2 条 17 項 1 号イ)の効果を生じさせるものである。

上記のとおり、銀行法に「電子決済等取扱業」の概念が、資金決済法上の「電子決済手段等取引業」とは別に設けられ、またいずれかのライセンスを取得した者について、他方の業務を別途ライセンスを取得することなく行うことができる旨の規定も設けられていないため、両業務を行うためには、両ライセンスをそれぞれ取得することが必要になるものと思われる。

III. 電子決済手段の仲介業者である「電子決済手段等取引業者」に課される規制

本項においては、実務上の関心が高いと思われる電子決済手段関連業務(電子決済手段の売買・交換(1号)、売買・交換の媒介、取次又は代理(2号)、管理(3号))に課される行為規制に焦点を当てて解説を行う。

(1) 国内で発行された電子決済手段を取り扱う場合及び海外で発行された電子決済手段を取り扱う場合に共通して課される規制

国内で発行された電子決済手段と海外で発行された電子決済手段を取り扱う場合に共通して課される規制の概要は下記のとおりである。

情報の安全管理	情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない(改正後資金決済法 62 条の 10)。
委託先に対する指導	電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託をした場合には、当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない(改正後資金決済法 62 条の 11)。

利用者保護等措置	ステーブルコインの発行者との誤認防止のための説明、手数料その他の契約内容の情報提供、その他の利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない(改正後資金決済法 62 条の 12)。
金銭等の預託禁止	電子決済手段等取引業に関して利用者から金銭その他の財産の預託を受けること等を原則として禁止する(改正後資金決済法 62 条の 13)。但書において、「利用者の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合」に例外が認められている。
利用者電子決済手段の分別管理義務	利用者の電子決済手段を自己の電子決済手段と分別して管理し、その管理の状況について、定期的に公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない(改正後資金決済法 62 条の 14)。
発行者等との契約締結義務	発行者等との間で、利用者に損害が生じた場合における賠償責任の分担等について定めた電子決済手段等取引業に係る契約を締結し、これに従って当該発行者等に係る電子決済手段等取引業を行わなければならない(改正後資金決済法 62 条の 15)。
紛争解決機関との契約締結義務等	資金決済法上の資金移動業者や暗号資産交換業者と同等の裁判外紛争解決措置が求められている(改正後資金決済法 62 条の 16)。
金融商品取引法の準用	通貨の価格その他の指標に係る変動によりその価格が変動する恐れがある電子決済手段として内閣府令で定めるものに係る電子決済手段関連業務を行う電子決済手段等取引業者について、金融商品取引法の規定を準用する(改正後資金決済法 62 条の 17)。
取引時確認義務等	特定事象者に電子決済手段等取引業者が追加されたことで(改正後犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。))2 条 2 項 31 号の 2)、顧客についての取引時確認、疑わしい取引の届出等、犯収法上の特定事業者に課された各種の義務の対象となる。
トラベルルール等	特定事業者一般の義務ではなく、電子決済手段等取引業者に特有の義務として、犯収法上、①外国において電子決済手段の交換又は管理を行っている者との間で、電子決済手段の移転を反復継続して行う場合の先方の取引時確認等の状況の確認措置(改正後犯収法 10 条の 2)、及び②いわゆるトラベルルール(電子決済手段の移転時の移転先の電子決済手段等取引業者への顧客情報の通知義務等)(改正後犯収法 10 条の 3)が課されている。ただし、電子決済手段のうち、特定信託受益権については、これらの義務の対象とならない。

以下では、特に実務上留意すべきと思われる点に焦点をあてて解説する。

ア 利用者保護等措置

電子決済手段等取引業者は、ステーブルコインの発行者との誤認防止のための説明、手数料その他の契約内容の情報提供、その他の利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない(改正後資金決済法 62 条の 12)。

利用者保護措置の一つとして、電決業者ガイドライン案 1-1-2-3(1)において、電子決済手段等取扱業者が取り扱うことのできる電子決済手段の適切性の判断基準が下記のとおり定められている。当該基準は、電子

決済手段の発行者(資金移動業者)に課されている利用者保護のための態勢整備義務(前回のニュースレターⅢ(1)ア(イ)参照)と同様の内容となっている。

- ① 取り扱う電子決済手段について、権利の移転時期やその手続きが明確になっていること(例えば、契約書や利用約款等において電子決済手段の移転の手続きや、移転の確定する時期及びその根拠を記載すると共に、これらの事項について利用者に対して十分な説明が行われていること)
- ② 電決業者ガイドライン案Ⅱ-2-1-2に規定するAML/CFTについて必要な態勢が適切に整備されていること
- ③ 発行者や電子決済手段等取引業者の破綻時や技術的な不具合等(サイバー攻撃のほか、事務処理ミス、内部不正、システムの不具合等を含むがこれに限られない。)が生じた場合において、発行者や電子決済手段等取引業者による取引の解除・取消し(原状回復を含む。)や損失の補償等が確保されているなど、利用者の権利が適切に保護されていること
- ④ 利用者が電子決済手段の償還請求をする場合、速やかに適切な償還が行われる態勢として、以下の措置を講じること
 - ✓ 発行者による受付窓口の設置及び電子決済手段等取引業者によるその確認(電子決済手段等取引業者が利用者から償還請求を受け付けることとしている場合には、電子決済手段等取引業者による受付窓口の設置)
 - ✓ 利用者に対する適切な情報提供
 - ✓ 電子決済手段等取引業者が利用者から償還請求を受け付けることとしている場合には、償還手続きに関する社内規程の策定等

イ 金銭等の預託禁止

電子決済手段等取扱業者は、電子決済手段等取引業に関して利用者から金銭その他の財産の預託を受けること等が原則として禁止される(改正後資金決済法 62 条の 13)。

もっとも、電子決済手段の交換等(改正後資金決済法 2 条 10 項 1 号及び 2 号に掲げる行為)に関して利用者から金銭の預託を受ける場合であって、当該金銭を信託会社等³への信託(以下「利用者区分管理金銭信託」という。)により自己の固有財産と区分して管理する場合は適用除外となる(電決業府令案 33 条 1 項 1 号)。したがって、電子決済手段の取引に関して利用者から金銭の預託を受ける場合は、信託会社等に対する金銭信託(利用者区分管理金銭信託)を行う必要がある。

これにより、現行の暗号資産交換所のように、一旦電子決済手段等取引業者が利用者の金銭を預かり、当該金銭を使ってステーブルコイン(電子決済手段)を購入するといったビジネスモデルについても、当該金銭の信託を行うことを条件に許容されることになる。

ウ 利用者電子決済手段の分別管理義務

電子決済手段等取扱業者は、利用者の電子決済手段を自己の電子決済手段と分別して管理しなければならない(改正後資金決済法 62 条の 14)。

(ア) 利用者区分管理電子決済手段信託による分別管理

管理の方法としては、原則として、利用者から預かった電子決済手段(以下「預託 SC」という。)を、信託会

³ 改正後資金決済法 2 条 26 項(現行資金決済法 2 条 16 項)において定義されており、大要、信託会社及び信託業務を営むことの認可を受けた銀行等の金融機関をいう。

社等に対して信託(以下「利用者区分管理電子決済手段信託」という。)し、当該信託会社等において、預託 SC を分別管理(利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態(当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が信託会社等の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。)で管理することをいう。以下同じ。)させなければならない(電決業府令案 38 条 1 項)。また、利用者区分管理電子決済手段信託に係る電子決済手段等取引業者と信託会社との間の契約は、電決業府令案 38 条 2 項各号に定める要件(電子決済手段等取引業者を委託者、信託会社等を受託者とし、かつ、利用者を元本の受益者とする事、受託者が信託財産につき保存行為又は性質を変えない範囲内の利用行為・改良行為のみを行うものであること等)を全て満たす必要がある。

既存の暗号資産交換業者に対する規制では、基本的に預かり暗号資産の管理は基本的に自社の管理するコールド・ウォレットにおける分別管理で足りるものとされており、原則として信託が求められるのは電子決済手段等取引業者に特有の規制であるといえる。

(イ)利用者区分管理電子決済手段自己信託による分別管理

もっとも、例外的に当局の承認を得た場合は、預託 SC を信託法 3 条 3 号に定める方法により自己信託(以下「利用者区分管理電子決済手段自己信託」という。)し、信託財産に属する預託 SC をコールド・ウォレットで管理する方法による分別管理も許容される(電決業府令案 38 条 3 項、4 項)。実務的には、当該方法による分別管理がより現実的な選択肢になるように思われる。

ただし、当局から承認を得るためには、下記の要件①～③を全て満たす必要がある。

- ① 資本金の額及び純資産額が三千万円以上であること。
- ② 利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類の規定が、法令に適合し、かつ、当該事務を適正に遂行するために十分なものであること。
- ③ 人的構成に照らして、利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る事務を的確に遂行することができる知識及び経験を有すること。

また、利用者区分管理電子決済手段自己信託として、電決業府令案 38 条 5 項各号に定める要件(利用者を元本の受益者とする事、受託者が信託財産につき保存行為又は性質を変えない範囲内の利用行為・改良行為のみを行うものであること等)を全て満たす必要がある。

(ウ)コールド・ウォレットでの分別管理

上記(ア)及び(イ)にかかわらず、電子決済手段が当該利用者に帰属することが明らかであるときは、(利用者区分管理電子決済手段信託及び利用者区分管理電子決済手段自己信託によって管理する必要はなく)原則としてコールド・ウォレットで分別管理すれば足りる(電決業府令案 38 条 7 項)。「電子決済手段が当該利用者に帰属することが明らかであるとき」とは、例えば、電子決済手段等取引業者が、改正後資金決済法第 2 条第 5 項第 3 号に規定する特定信託受益権のうち受益証券発行信託に係る受益権に該当するものを利用者のために管理する場合であって、各利用者が受益権原簿において受益権者として記載されているときがこれに当たるとの考え方が示されている(電決業者ガイドライン案 II-2-2-3-2(3)④(注))。言い換えれば、利用者が電子決済手段等取引業者に対して返還請求権を有するだけでは足りず、電子決済手段が利用者に直接的に帰属していることが法的に明らかな場合にのみこの例外規定によることができるとする趣旨と考えられる。

エ 発行者等との契約締結義務

電子決済手段等取扱業者は、発行者等との間で、所定の事項について定めた電子決済手段等取引業に係る契約を締結し、これに従って当該発行者等に係る電子決済手段等取引業を行わなければならない(改正後資金決済法 62 条の 15)。

具体的には、下記の事項について定めた契約を発行者等との間で締結する必要がある(電決業府令案 40 条 2 項 1 号、電決業者ガイドライン案 II-2-2-4-2(1)(2))。

- 利用者に損害が生じた場合における当該損害について、当該電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段の発行者と電子決済手段等取引業者との賠償責任の分担に関する事項として、下記の項目
 - ① 利用者からの被害申告の受付窓口
 - ② 補償する場合の基準や手続(利用者に求める情報や、過失の有無の判断等)
 - ③ 補償する場合の方法(補償の実施者、損害の算定方法等を含む)
 - ④ 補償する場合の補償範囲
 - ⑤ いずれか一方が補償した場合の求償関係(損害の分担)
- 当該電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段の発行者が発行する電子決済手段の保有者を把握するために必要な情報を当該電子決済手段等取引業者が当該発行者の求めに応じて速やかに提供するために必要な事項(当該情報の提供の頻度及び時期に関する事項を含む。)として、例えば、電決府令案 75 条 1 項 1 号及び 76 条 1 項に定める取引記録や電決府令案 75 条 1 項 7 号に定める電子決済手段の管理に係る情報などを提供すること(なお、発行者等の求めがあった場合、有事又は平時を問わず、速やかにこれに応じる態勢を整備する必要がある)

発行者との契約締結義務については、既に海外で発行され流通する主要なデジタルマネー類似型ステーブルコインはいずれもパーミッションレス型であり、発行者と仲介者との間の契約締結を原則として想定していないため、これらのステーブルコインの日本における流通の障害となる可能性がある。もっとも、外国で発行された電子決済手段の取り扱いにあたって、下記(2)イに記載する発行者破綻時の買取義務・買取資金の保全義務を果たした場合、発行者との契約締結義務は免除され(電決業者府令案 40 条 1 項)、府令レベルで一定の手当てがなされたといえる。他方、日本において発行されるステーブルコインについてはこのような手当てはなされていないため、パーミッションレス型であっても、発行者と電子決済手段等取引業者との間の契約の締結が必要になると考えられる。

オ いわゆるトラベル・ルール等

電子決済手段等取引業者には、犯収法上、①外国において電子決済手段の交換又は管理を行っている者との間で、電子決済手段の移転を反復継続して行う場合の先方の取引時確認等の状況の確認措置(改正後犯収法 10 条の 2)、及び②いわゆるトラベルルール(電子決済手段の移転時の移転先の電子決済手段等取引業者への顧客情報の通知義務等)(改正後犯収法 10 条の 3)が課されている。

トラベルルールの対象は、カストディアルウォレット(他の電子決済手段等取引業者・外国電子決済手段等取引業者(アメリカ、カナダ、ドイツ、シンガポール等、金融庁・財務省告示(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件)1 条各号において定める国又は地域(以下「指定国等」という。))に所在する電子決済手段等取引業者に限る。)の管理するウォレット)間の電子決済手段の移転であって、アンホステッド・ウォレット(個人が保有するウォレット)及び指定国等「以外」に所在する電子決済手段等取引業者の管理するカストディアルウォレットとの間の電子決済手段の送受はトラベルルールの対象から外れている。もっとも、2023 年 2 月 3 日に公表された犯罪による収益

の移転防止に関する法律施行規則案(以下「犯収法施行規則案」という。)24 条 8 号ハ及びニによれば、アンホステッド・ウォレットとの間の電子決済手段の送受を行う場合でも、犯収法施行規則案 31 条の 4 第 1 項に規定する通知事項⁴を取引記録に記載しなければならない。

また、この場合、電子決済手段等取引業者は、下記の措置を講じることが求められる(犯収法施行規則案 32 条 6 項)。

- 当該電子決済手段の移転に係る取引の相手方の属性について調査し、及び分析し、並びに当該取引の犯罪による収益の移転の危険性の程度を評価すること
- 当該電子決済手段の移転に係る最初の移転元及び最後の移転先の名義その他の当該移転に関する情報を収集すること

法令レベルでは、上記の措置を講じることが努力義務とされているものの、電決業者ガイドライン案 II-2-1-2-2(11)において、下記の措置を講じることが事実上求められている。

- ① 犯収法 7 条 1 項及び 11 条並びに犯収法施行規則案 24 条及び 32 条に基づき、犯収法施行規則案 31 条の 4 第 1 項に定める事項に相当する事項を収集し、記録すること(アンホステッド・ウォレット等から電子決済手段を受け取る場合には、電子決済手段等取引業者が知り得た事項に限る)
- ② 犯収法 11 条及び犯収法施行規則案 32 条に基づき、アンホステッド・ウォレット等との取引を行う場合には、当該アンホステッド・ウォレット等の属性について調査・分析を行い、そのリスクを評価すること
- ③ 上記②に加え、特に送金・決済手段として広く利用・取引される可能性がある電子決済手段については、当該性質を踏まえたリスクを特定・評価し、当該リスクに応じた適切な態勢整備が必要であり、例えば、以下の態勢を整備すること
 - ✓ 経営陣は、アンホステッド・ウォレット等との取引について、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクを低減するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、当該リスクの低減を明確に位置づけること
 - ✓ アンホステッド・ウォレット等との取引を監視・分析するにあたって、ブロックチェーンを検証等することによりリスクを把握すること
 - ✓ アンホステッド・ウォレット等との取引を行う利用者や自らの調査を通じて、アンホステッド・ウォレット等に関する情報を適切に取得することとすること
 - 具体的には、アンホステッド・ウォレット等に電子決済手段を移転する場合、移転先のアンホステッド・ウォレット等の情報を利用者等から取得し、疑わしい取引と判断した場合には、利用者に電子決済手段を移転させない対応が可能な態勢を整備すること
 - アンホステッド・ウォレット等から電子決済手段を受け取る場合、アンホステッド・ウォレット等の情報を利用者等から取得し、疑わしい取引と判断した場合には、受領した電子決済手段を利用者に利用させない対応が可能な態勢を整備すること

(2) 海外で発行された電子決済手段を取り扱う場合に追加的に課される規制

電子決済手段等取引業者が、外国で発行された電子決済手段(以下「外国電子決済手段」という。)を取り扱う場合に、上記(1)に加えて追加的に課される規制について概観する。

4 アンホステッド・ウォレットへの(又はアンホステッド・ウォレットからの)電子決済手段の移転を行う顧客に関する情報及びアンホステッド・ウォレットの所有者の情報の記録が必要になる。アンホステッド・ウォレットの所有者に関しては、具体的には、(1)氏名又は名称及び、(2)当該移転に係る識別子又はそれを特定するに足る記号番号の記録が必要になる。ただし、アンホステッド・ウォレットからの移転の場合においては、電子決済手段等取引業者が知り得た範囲で記録すればよいとされている(犯収法施行規則案 24 条 8 号ニ)

ア 不適切な電子決済手段を取り扱わないために必要な措置

電子決済手段等取引業者が、外国電子決済手段を取り扱う場合には、当該電子決済手段が下記の要件を充たす必要がある(電決業府令案 30 条 1 項 5 号)。

- 資金決済法又は銀行法に相当する外国の法令の規定により、当該外国電子決済手段を発行することにつき必要なライセンスを取得し、当該外国電子決済手段の発行を業として行う者により発行されていること(発行者のライセンス)
- 当該外国電子決済手段の発行者が当該外国電子決済手段を償還するために必要な資産を資金決済法、銀行法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律又は信託業法に相当する外国の法令の規定により管理しており、かつ、当該管理の状況について、当該外国電子決済手段の発行が行われた国において公認会計士の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること(資産保全)
- 捜査機関等から当該外国電子決済手段に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該外国電子決済手段を発行する者において、当該外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置を講ずることとされていること(取引停止等)

上記に関連し、電決業者ガイドライン案 III-2-1(1)③において、電子決済手段等取引業に係る登録申請手続きにおいて、下記の対応が求められる。

- 外国電子決済手段の発行者が、自ら又は第三者をして、国内の一般利用者に対し電子決済手段の発行及び償還並びにその勧誘行為と評価される行為を行わないこととなっているかについて説明すること
- 外国電子決済手段について、その取扱いが適法であること及びその発行が外国の法令上、適法であることを説明すること。なお、当該説明に当たっては、法律専門家の法律意見書及び関連する条文等の必要な資料を提出すること

イ 発行者破綻時における買取義務・買取資金の保全

外国電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者は、当該外国電子決済手段の発行者がその債務の履行等を行うことが困難となった場合や、当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合に、当該電子決済手段等取引業者が、国内の利用者のために管理をする当該外国電子決済手段について、当該債務の履行等が行われることとされている金額と同額で買取を行うことを約し、かつ、当該買取を行うために必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護が確保するための措置を講じる必要がある(電決業者府令案 30 条 1 項 6 号イ)。

電決業者ガイドライン案 I-1-2-3(2)によれば、具体的には下記の対応を行う必要がある。

- 必要な資産の保全その他これと同等の利用者の保護が確保されていると合理的に認められる措置として例えば、改正後資金決済法 44 条に規定する履行保証金保全契約又は同法 45 条 1 項に規定する履行保証金信託契約と同等の契約を締結する方法による保全を行うこと
- 電子決済手段等取引業者が電子決済手段を買い取る場合の手続き及び当該買取りに必要な資産保全等の説明及び情報提供を行うこと

この結果、上記(1)ウのとおり、預かり電子決済手段は別途分別管理しなければならないため、外国電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者は、別途自己の資金を原資に上記の資産保全措置を実施することが必要となる。

ウ 預り額及び移転額の上限金額

また、利用者のために外国電子決済手段の管理・移転をすることができる金額として、当該電子決済手段等取引業者が第二種資金移動業者の発行する電子決済手段を取り扱う場合と同等の水準となることを確保するための措置を講じなければならない(電決業者府令案 30 条 1 項 6 号ロ)。当該規制の結果、日本における外国電子決済手段の保管、利用は相当程度制約されることになると考えられる。

電決業者ガイドライン案 1-1-2-3(2)によれば、具体的には下記の対応を行う必要がある。

- 電子決済手段等取引業者が管理する利用者の外国電子決済手段を移転する場合(電子決済手段等取引業者が管理しないウォレットに移転する場合を含む。)において、その 1 回当たりの移転可能額を 100 万円以下に限定する措置
- 電子決済手段等取引業者が管理する利用者の外国電子決済手段の金額が、1 人当たり 100 万円を超える場合において、電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段のうち、その移転がなされる蓋然性が低いと判断されるものについては、その利用者の外国電子決済手段の買取り等、当該利用者が当該外国電子決済手段を保有しないための措置

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 河合 健 (ken.kawai@amt-law.com)
弁護士 波多野 恵亮 (keisuke.hatano@amt-law.com)
弁護士 宗川 帆南 (honami.sohkawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com